

令和8年度 市民税・県民税 申告の手引き

この申告書は、令和7年度市民税・県民税申告書を提出した方、
令和8年度の申告書送付を希望した方などにお送りしています。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| P.2 申告が必要かどうか確認しましょう | P.9 非課税になる方 |
| P.3 申告に必要なもの | P.10 医療費控除 |
| P.4 電子申告が始まりました | P.12 所得の種類とその内容 |
| P.5 郵送でも申告書を提出できます | P.13 控除の種類とその内容 |
| P.6 申告書の記入方法 | P.14 よくあるお問合せ |

申告は事前予約制です

1月30日(金)
9:00
予約受付開始

LINEで予約

水戸市公式 LINE @mitocity



電話で予約

予約専用ダイヤル 029-297-6010

予約不要の方

市民税・県民税申告書の作成が完了している方については、事前
予約は不要です。直接窓口で提出できます(その場での内容確認は行
いませんのでご了承ください)。また、郵送でも提出できます。

※予約受付などに関する詳細は、別紙「申告受付は事前予約制です」をご覧ください。

申告日程カレンダー

2026年2月

申告受付時間 9:00~16:30

※市役所会場も予約が必要です。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 稲荷第一市民センター
8	9	10 内原市民センター	11 建国記念の日	12	13 内原市民センター	14
15	16	17	18 水戸市役所	19	20	21
22	23 天皇誕生日	24 石川市民センター	25	26 水戸市役所	27 渡里市民センター	28 桜川市民センター

2026年3月

日	月	火	水	木	金	土
1 水戸市役所	2	3	4 水戸市役所	5	6	7
※日曜受付は一日のみ。		国田市民センター				
8	9	10	11 水戸市役所	12	13	14
15	16【申告期限】 水戸市役所					

申告が必要かどうか確認しましょう

令和8年1月1日現在、水戸市に居住している方は、原則として、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、以下の①～④に該当する方は、市民税・県民税の申告は不要です。

市民税・県民税の申告が不要な方

① 税務署へ所得税の確定申告をする方

② 課税資料が水戸市に届いている方

前年の収入について、次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

- ・ 紹介料のみで、勤務先から給与支払報告書(複数ある場合はそのすべて)が水戸市へ提出されている方
- ・ 公的年金等収入のみの方(源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方は除く)

※申告をしなくとも、水戸市に届いた給与や年金の支払報告書に基づき市民税・県民税が決定されますが、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は、申告をしてください。

③ 親族の被扶養等となっている方

前年の所得の合計が42万円以下で、納税義務者が申告や年末調整(※)であなたを扶養親族としている場合は、あなた自身の申告がなくても非課税と同様の扱いとなります。しかし、あなたを扶養している方が水戸市外に住民登録をしている場合は、市民税・県民税の申告をしてください。

※給与所得が1,000万円を超えており、給与所得者の配偶者(収入なし)は、控除対象配偶者(被扶養者)には該当しないため、原則として配偶者本人の申告が必要です。ただし、給与所得者が確定申告等で同一生計配偶者の氏名を記載した場合は、申告は不要です。

④ 課税される所得がない方

前年中に所得のなかった方や前年中の所得が42万円以下で非課税となる方は申告の必要はありません。

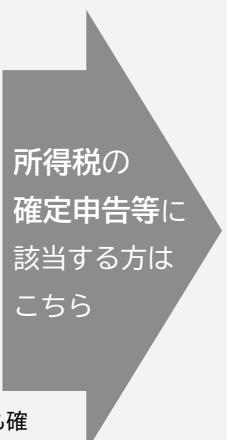
ただし、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険、児童扶養手当、就学援助、公営住宅、医療福祉費助成制度(マル福制度)、指定難病等の保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方や非課税証明書、所得証明書が必要な場合等は申告が必要です。

※収入が0円の方については、申告書記入例がP.8にありますので参考にしてください(遺族年金、障害年金、失業給付金などは、税法上収入が0円の取扱いになります)。

■所得税の確定申告などは税務署の確定申告会場へ！

□に一つでも該当する場合は、税務署会場のみでの受付となります。

所得税の還付を受けたい*	所得税の納税が必要*	令和6年分以前の確定申告
初めての住宅ローン控除	土地・建物等を譲渡した	外国税額控除
株式等の譲渡所得	配当所得・利子所得	雑損控除
先物取引	不動産収入等に係る建物の減価償却の計算	準確定申告
山林所得・退職所得		青色申告・消費税・贈与税



※□に該当する方で給与や年金など簡易な申告については、2月6日～3月16日の申告日程において、市の申告会場でも確定申告を受けます(郵送不可)。ただし、所得の内容や金額によっては税務署会場での確定申告が必要になる場合があります。

申告に必要なもの

令和8年度の申告は**令和7年1月～12月**の内容です

1 収入が分かる書類

収入の種類	主な必要書類
年金、給与収入	源泉徴収票
一時、雑所得	個人年金・満期保険等の支払証明書 シルバー人材センターの配分金、工賃収入が分かる証明書など
営業、農業、不動産収入	収支内訳書(前年申告している方には、同封して送付しています。収入や必要経費についてまとめた上で、記入をしてください)

2 控除内容が分かる書類

控除の種類	主な必要書類
社会保険料控除	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、任意継続等の控除額証明書、納付額確認書または領収書
勤労学生控除	在学証明書、学生証
障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社から発行された控除証明書
寄附金税額控除	寄附金の受領書、受領証
医療費控除	医療費控除の明細書(領収書の添付は不要。詳細はP.10～11)
扶養控除	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、【親族関係書類】と【送金関係書類】の添付が必要です。詳細は市民税課にお問合せ下さい。

3 マイナンバーカード

本人確認書類として、マイナンバーカードを提示ください。お持ちでない場合、下表の【番号確認】と【身元確認】からそれぞれ1つずつ必要になります。

代理申告の場合、【番号確認】に加え、代理権の確認及び代理人の【身元確認】が必要となります。代理権の確認には、任意代理人の場合は委任状(同一世帯であれば省略可)が、法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類が必要です。

番号確認	個人番号記載の住民票、通知カード(住所・氏名等が住民票に記載されている内容と一致しているものに限る)
身元確認	運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カードなど

所得税の確定申告等

2月16日(月) ▶ 3月16日(月)

※土・日曜日、祝日は除く。ただし、3月1日(日)は受付を行います。

受付時間 午前8時30分～午後4時 (入場整理券配布終了まで)

場 所 中央ビル4階(泉町2丁目3-2)

※当日配付または国税庁 LINE 公式アカウントから事前に取得した

「入場整理券」が必要です。

問合せ 水戸税務署 029-231-4211(音声案内)

▼スマホ・パソコンでも確定申告ができます

確定申告には、スマートフォン・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

確定申告期間中は、24時間いつでも利用できるため、会場に出向かずに確定申告できます。



国税庁 LINE
公式アカウント



確定申告書等
作成コーナー

電子申告が始まりました

令和 8 年度から、市民税・県民税の電子申告がスタートしました。

eLTAX^(※)からマイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンで市民税・県民税の申告をすることができます。申告会場に出向くことも、申告書の記入・印刷・郵送も必要ありませんので、ぜひご利用ください。
※地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステム

電子申告に必要なもの

●マイナンバーカード

券面事項入力補助用パスワード(数字 4 衡)

署名用電子証明書用パスワード(英数字 6~16 衡) の入力が必要になります。

※マイナンバーカードには有効な署名用電子証明書が搭載されている必要があります。

●メールアドレス

申告受付完了等のご連絡を受信するメールアドレスが必要です。

●スマートフォン、パソコン

スマートフォンで申告する場合、マイナンバーカード対応のスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

パソコンで申告する場合は、次のいずれかが必要になります。

- ・マイナポータルアプリをインストールしたマイナンバーカード対応スマートフォン
- ・パソコン用マイナポータルアプリやブラウザ拡張機能のインストール及び IC カードリーダー

► 電子申告はこちらから

個人住民税の電子申告について(令和 8 年度分から) -水戸市ホームページ



► マイナポータルアプリのインストールはこちらから

iPhone(iOS)

App Store からダウンロード



Android 端末

Google Playからダウンロード



► IC カードリーダーの接続設定はこちらを御確認下さい

IC カードリーダライタを使ったログインの準備 -マイナポータル



郵送でも申告書を提出できます

提出するもの(P.3参照)

- 1 市民税・県民税申告書
- 2 収入が分かる書類、控除内容が分かる書類
- 3 本人確認書類のコピー
一度提出された書類は返却できませんのでご留意ください。

申告書の記入が一部省略できます

年金収入、給与収入、生命保険料控除等の各所得・控除については、源泉徴収票・控除証明書等の添付資料(写しでも可)を同封するだけで申告することができます。添付資料をもとに市民税課で各所得・控除額を計算し適用します。

■申告書の記入を省略できる添付資料一覧

収入に関する書類	<ul style="list-style-type: none">・給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票・個人年金の支払証明書・満期保険金等の支払明細書
控除に関する書類	<ul style="list-style-type: none">・医療費控除の明細書・社会保険料の控除額証明書、納付額確認書、領収書・生命保険、地震保険の控除証明書・寄附金の明細書、受領証・障害者手帳、障害者控除対象者認定書

申告の控えが必要な方

申告書の控えが必要な方は、申告書を提出する際に、返信用封筒(宛名を記入し、110円切手を貼ったもの)と申告書のコピーを同封してください。申告書のコピーに受付印を押印したものを返送いたします。

※返送される控えは、市に提出された申告書のコピーです。補記等は行っておりません。

税額シミュレーションシステムをご利用ください

水戸市のホームページから、市民税・県民税申告書の作成・印刷と税額及びふるさと納税の目安額の試算ができます。作成し印刷した申告書の提出により、申告することができます。

送付先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市市民税課

※P.14に切り取って使える封筒宛名があります。封筒・切手はご自身でご用意ください。
※50g以下の定形郵便物の郵便料金は110円です。郵便料金分の切手をお貼りください。

記入を省略する場合の注意事項

- ・申告書左の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」中の、「⑯～⑰寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除」、「⑳障害者控除」、「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除」、「16歳未満扶養親族」の欄については、記入をお願いします。

※申告書右下の「4 所得から差し引かれる金額」への控除額の記入は不要。

- ・医療費控除の適用を受けるには医療費控除の明細書の提出が必要です。申告書に同封している医療費控除の明細書をご利用ください。

※領収書の添付は不要。

【水戸市ホームページ】

MENU > 暮らし・手続き > 税金・寄附 > 個人市民税 > 市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

<https://www.city.mito.lg.jp>



郵送した申告書が市役所に届いたかどうか確認したい場合

申告期間中は大量に申告書が届くため、処理が完了するまでに日数を要します。申告書の郵送後、市役所に届いたかどうかすぐに確認が必要な方は、特定記録郵便や書留など追跡できる形式で送付するか、申告書のコピーと返信用封筒を同封して送付してください。

申告書の記入方法

水戸市長殿		令和8年(2026年)度分 市民税・県民税 申告書		整理番号			
提出年月日 年 月 日		現住所		業種又は職業			
		1月1日現在の住所				電話番号	
		フリガナ		個人番号			
		氏名					
		生年 月日	明・大・昭 平・令	世帯主 の氏名	続柄		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類				支払った保険料		
⑬ 社会保険料控除						
	合計					
	417	新生命保険料の計		407	旧生命保険料の計	
			円			
⑮ 生命保険料控除	418	新個人年金保険料の計		408	旧個人年金保険料の計	
				円		
	419	介護医療保険料の計				
			円			
⑯ 地震保険料控除	412	地震保険料の計		411	旧長期損害保険料の計	
				円		
(1)～(9) 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		(17) <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 离婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	(18) <input type="checkbox"/> ひとり親控除	(19) <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)		
⑰ 障害者控除	1	フリガナ 氏名		障害の程度		
	個人番号					
	2	フリガナ 氏名		障害の程度		
(20)～(22) 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者		個人番号				
⑲ 扶養控除・特定親族特別控除	配偶者	フリガナ 氏名		生年月日	明・大・昭 平・令	
				509 配偶者の合計所得金額		
個人番号					<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)	
1	フリガナ 氏名		生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特親
	個人番号					
2	フリガナ 氏名		生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特親
	個人番号					
3	フリガナ 氏名		生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特親
	個人番号					
4	フリガナ 氏名		生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特親
	個人番号					

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

1 16歳未満の扶養親族 扶養対象外	フリガナ 氏名	個人番号	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	統柄
2	フリガナ 氏名	個人番号	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	統柄
3	フリガナ 氏名	個人番号	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	統柄

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

⑦ 総損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類	
			・			
	損害金額		保険金などで補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額	
⑧ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額		415 医療費実質負担額	
	円		円		円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	901	
		農業	イ	902	
		不動産	ウ	904	
		利子	工	905	
		配当	才	906	
		給与	力	308	
	雑	公的年金等	キ	310	
		業務	ク	925	
		その他	ケ	911	
	総合譲渡	短期	コ	913	
		長期	サ	914	
一時		シ	915		
2 所得金額	事業	営業等	①	301	
		農業	②	302	
		不動産	③	304	
		利子	④	305	
		配当	⑤	306	
		給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦		
		業務	⑧	325	
		その他	⑨	311	
	合計(⑦+⑧+⑨)		⑩		
	総合譲渡・一時		⑪		
	合計		⑫	505	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬	403	
	小規模企業共済等掛金控除		⑭	404	
	生命保険料控除		⑮		
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦、ひとり親控除		⑰～ ⑯		
	勤労学生、障害者控除		⑯～ ⑰		
	配偶者(特別)控除		⑱～ ⑲	422	
	扶養控除		⑳		
	特定親族特別控除		㉑	443	
	基礎控除		㉒		
	⑯から㉒までの計		㉓		
	雑損控除		㉔	401	
	医療費控除		㉕	402	
合計(㉓+㉔+㉕)		㉖			

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 紹介・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は紹介所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自自分で納付(普通徴収)

(A)	氏名等の記入	住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。
------------	--------	--

収入・所得に関する記入

(B)	収入金額等	該当する収入の種類ごとに、収入金額を記入します。営業・農業・不動産収入のあった方は事前に作成した収支内訳書をもとに、給与や年金等の収入があった方は各支払者から送付される源泉徴収票をもとに記入してください。
(C)	所得金額	収入から必要経費を引いた金額(所得金額)を記入します。給与・年金収入の場合、所得を求める計算式が決められていますので、P.12の「所得金額計算表」を参照してください。

所得から差し引かれる金額等(所得控除)の記入 ※計算方法等はP.13「市民税・県民税控除の種類とその内容」参照。

(D)	社会保険料控除	令和7年中に国民健康保険・国民年金・健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・雇用保険などに支払った金額全額が控除額となります。源泉徴収票に記載されているものはその金額を、それ以外のものは支払ったことが分かるものをもとに支払った金額を記入してください。 ※社会保険料の支払額が分かる証明書、確認書等を添付してください。 ※源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額を記入する場合は、「社会保険の種類」欄に「源泉徴収分」と記入してください。 ※納税義務者が、生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料を支払った場合は、申告することができます。 ※公的年金等からの天引き分・口座振替分は、本人以外が申告することはできません。
(E)	生命保険料控除	令和7年中に支払った保険料を記入してください。 ※保険会社が発行する控除証明書を添付してください。「新(旧)生命保険料」「新(旧)個人年金保険料」「介護医療保険料」の区分は、控除証明書に記載されています。
(F)	地震保険料控除	令和7年中に支払った保険料を記入してください。 ※保険会社が発行する控除証明書を添付してください。「地震保険」「旧長期損害保険」の契約の区分は、控除証明書に記載されています。
(G)	人的控除等 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 扶養控除 特定親族特別控除 16歳未満扶養親族	(1) ご自身と生計を一にする配偶者(令和7年中の合計所得金額が133万円以下)又はその他の親族(令和7年中の合計所得金額が58万円以下の扶養親族、19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の特定親族)の方がいる場合は、「②～②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「③～④扶養控除・特定親族特別控除」、「16歳未満扶養親族」の欄に、氏名、続柄、生年月日、同別居の区分、個人番号を記入してください。 配偶者について、その合計所得金額が58万円を超える場合は所得金額を記入してください。また、特定親族については、「特親」欄に○印及び「控除額」欄に控除額を記入してください(控除額はP.14参照)。 別居の扶養親族等がいる場合は、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも、氏名、住所(令和8年1月1日に住民登録していた住所)、個人番号を記入してください。 ※配偶者が同一生計配偶者で、ご自身の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「□(同一生計配偶者)」にチェックしてください。 ※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で合計所得金額が58万円以下の方です。 (2) 本人、同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)、扶養親族のうちに障害者の方がいる場合は、「②障害者控除」欄に氏名、障害の程度、個人番号を記入してください。 ※障害者手帳、障害者控除対象者認定書等のコピーを添付してください。 (3) 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除に該当する場合は、「⑦寡婦控除」、「⑧ひとり親控除」、「⑨勤労学生控除」の欄に記入してください。 ※該当条件等については、P.13を参照。勤労学生の場合は学生証のコピーを添付してください。
(H)	医療費控除 (詳細はP.10~11)	令和7年中に支払った医療費などが該当します。「⑧医療費控除」欄の「支払った医療費等」と「保険金などで補てんされる金額」を記入してください。セルフメディケーション税制を利用する場合は、「支払った医療費等」欄に支払った特定一般用医薬品等購入費を記入してください。領収書の添付は不要です。 ※医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。 ※セルフメディケーション税制の場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。

書類を添付することで、記入を一部省略できる場合があります。詳細は、P.5をご覧ください。

記入例① 年金を受給している場合(遺族年金・障害年金を除く)

- 1 住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。

- 2 日本年金機構など、公的年金等の支払者から送付される
「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」をもとに支払金額
を記入してください。

※個人年金の場合は、支払金額を「その他 ケ」に記入してください。個人年金の支払額は、保険会社から発行された個人年金の支払明細書に記載されています。

- 3 P.12 の「公的年金等の所得金額計算表」を参照し、所得金額を記入してください。

※個人年金の場合は、支払金額から必要経費を差し引いた額を「その他⑨」に記入してください。個人年金の必要経費(掛け金)については、保険会社から発行された個人年金の支払明細書に記載されています。

- 4 雑「合計 ⑩」、所得金額「合計 ⑪」を記入してください。

- 5 その他、保険料控除や人的控除(障害者控除や扶養控除など)がある場合は、該当の箇所に記入してください。

記入例② 収入が0の場合(収入遺族年金・障害年金・失業給付金等のみの場合を含む)

- 1 住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、電話番号、
業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。

- 2 「合計 ⑫」の欄に「0」と記入してください。
※収入金額が0円の場合、この記入のみで非課税が決定されます。

※裏面に記載する事項はありません。

※非課税所得については、収入金額の欄への記入は不要です。

非課税所得の例

- ・障害年金
 - ・失業給付金
 - ・遺族年金
 - ・生活保護による扶助費 など

記入例③ 工賃収入があった場合

4 その他

ほかに障害者控除等を申告する場合は、②障害者控除の欄に氏名等を記入し、障害者手帳のコピーを添付してください。

1 住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。

2 工賃収入は、雑所得に該当する(給与収入ではありません)ので、収入の雑「業務 ク」の欄に1月～12月分の収入金額を記入します。

3 就労支援施設などで工賃収入を得ている方は、家内労働者に該当するため、工賃収入65万円までは所得0円となります。

【表面】

所得の「業務⑧」、「合計⑩」、「合計⑫」の欄に「0」と記入してください。家内特例を申告していることが分かるように「業務⑧」の所得金額の左側に「」を記入してください。

【裏面】

工賃の収入金額が65万円以下の場合は、必要経費に収入金額と同額を記入します。工賃の収入金額が65万円より大きい場合は、必要経費を65万円と記入します。

ご自身で計算した必要経費の方が65万円より大きい場合は、家内特例を適用せず、その金額を記入してください。表面の所得の欄もその金額で計算してください。

裏面

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目		収入金額	必要経費
工賃	○○施設	50,000	50,000

▼家内労働者等の必要経費の特例(家内特例)

事業所得又は雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等に該当する場合は、実際にかかった経費が65万円未満のときであっても、所得金額の計算上、必要経費が最大65万円まで認められる特例がおります。

非課税になる方

市民税・県民税は、均等割(一定額(5,000円)の負担)と所得割(所得金額に応じた負担)の2種類で構成されており、非課税の判定については下表のとおりです。

均等割・所得割・森林環境税(※4)いずれも課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方 前年の合計所得金額(※1)が135万円以下で、①未成年者(平成20年1月3日以降生まれで婚姻歴がない方) ②ひとり親 ③寡婦 ④障害者のいずれかに該当する方
均等割が課税されない方	<p>前年の合計所得金額(※1)が次の金額以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等がない場合 420,000円 扶養親族等がある場合 $320,000\text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族}(※3)\text{の数}) + 289,000\text{円}$
所得割が課税されない方	<p>前年の総所得金額等(※2)が次の金額以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等がない場合 450,000円 扶養親族等がある場合 $350,000\text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族}(※3)\text{の数}) + 420,000\text{円}$
森林環境税(※4)が課税されない方	<p>前年の合計所得金額等(※1)が次の金額以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等がない場合 415,000円 扶養親族等がある場合 $315,000\text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族}(※3)\text{の数}) + 289,000\text{円}$

※1 合計所得金額とは、給与・年金等の総所得(申告書⑫の金額)、山林・退職所得及び分離課税所得の合計額で、損失の繰越控除、分離課税に係る特別控除を適用する前の金額

※2 総所得金額等とは、合計所得
金額に損失の繰越控除を適用
した後の金額

※3 扶養親族には、16歳未満の扶養親族(年少扶養)を含みます。

※4 森林環境税は、令和6年度から施行された国税です。一人年額1,000円が課税されます。

医療費控除

医療費控除は、所得がある方が、自分や家族のために医療費・薬代などを支払ったときに受けられる所得控除です。医療費控除には、通常の「医療費控除」と「セルフメディケーション税制による特例控除」の2種類があります。ご自身にとって有利な方法で申告してください。

※適用できるのはいづれか一方のみです。

医療費控除は医療費が
還付される制度では
ありません

医療費控除とセルフメディケーション税制の比較表

	医療費控除	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例
対象医療費	自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費 ※一定の取組みに要した費用は対象外。
必要書類	・医療費控除の明細書 ・医療費通知(原本)	・セルフメディケーション税制の明細書 ※市ホームページからダウンロードできます。
計算方法	次の(1)(2)のいづれか多い方 (1)(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×5%) (2)(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－10万円 ※いづれも200万円が限度額。	(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされた金額)－1万2千円 ※8万8千円が限度額。

【医療費控除を申告する際の留意点】

- 明細書の記入内容の確認のために、市から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、医療費の領収書は、自宅で5年間保管してください(医療費通知を添付したものは除く)。
- 介護保険制度を利用し施設サービスや居宅サービスを受けているときは、事業者が発行する領収書に医療費控除の対象として記載されている金額のみが医療費控除の対象となります。

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申告する際の留意点】

- 対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組みを行ったことを明らかにする書類は、自宅で5年間保管してください。

医療費控除の対象となるもの・ならないもの

対象となるもの	対象とならないもの
□医師・歯科医師による診療費	□健康増進や疾病予防などのための医療品の購入費
□治療・療養に必要な医薬品の購入費	□人間ドックなどの健康診断、予防接種の費用など ※健康診断の結果、重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病的治療をした場合には、健康診断の費用も医療費控除に該当します。
□治療のためのあん摩、マッサージその他施術費など ※医師・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師など資格者による施術に限る。	□公共交通機関以外の交通費 ※タクシーデ、ガソリン代、駐車場代などは原則対象外。
□おむつ使用証明書がある場合のおむつや失禁用尿取りパッドの購入費	□日常生活における補聴器や一般的な近視・遠視のための眼鏡の購入費
□介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの費用 ※領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されているものに限る。	□美容目的の歯列矯正費用 □感染症対策のマスクや消毒液等の購入費
□治療のための歯列矯正費用 □助産師による分娩介助費用 □人工授精にかかる費用や不妊治療費用	こちらに記載しているのは一例です。 対象となるかどうか判断できない場合はご相談ください。

医療費控除の明細書の作成例

ステップ1 「医療費通知」を添付し記入する(医療費通知がある場合。ない場合はステップ2へ)

令和8年度(令和7年分)医療費控除の明細書			
※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません			
氏名 _____			
1 医療費通知に関する事項 医療費通知(※)に基づいて申告する場合、右記の(1)～(3)を記入し、医療費通知の原本をご提出ください。 ※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます(裏面をご確認ください)。 (例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)			
(1) 医療費通知に記載された医療費の額 120,000 円			
(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 120,000 円			
(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 5,000 円			
医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。		(1)のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。	
		(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。	

医療費通知(原本)を添付することで明細部分の記入を省略することができます。医療費通知を添付する場合は、(1)～(3)を記入してください。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

ステップ2 医療費の明細を記入する(医療費通知がない場合又は医療費通知に記載がない領収書がある場合)

(例)水戸太郎さんと妻・花子さんのケース(生計を一にしている夫婦で、太郎さんが花子さんの医療費を支払っている場合)

太郎さん

11月18日 A病院で診療6,500円
通院(○○バス)往復780円
12月12日 A病院で診療6,500円
通院(○○バス)往復780円
12月12日 B薬局で医薬品購入5,500円
花子さん
12月10日 A病院で診療2,000円
A病院の診療に対しておりた保険金1,000円

領収書1枚ごとではなく、医療を受けた方・病院等ごとにまとめて記入します。ステップ1の医療費通知に含まれている医療費は記入しません。

記入のポイント

- 誰が・どこで・どの病院(薬局)に・いくらかかったかをまとめましょう。
- 領収書の日付を確認しましょう。
- 令和7年1月1日～12月31日の領収書が対象です。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
水戸 太郎	A病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	13,000 円
"	A病院への通院費	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560
"	B薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,500
水戸 花子	A病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,000 1,000
2 の 合 計			22,060	1,000

ステップ3 ステップ1・2で記入した金額の合計を記入する

医 療 費 の 合 計	A	(ア+ウ) 142,060 円	B	(イ+エ) 6,000 円
-------------	---	-----------------	---	---------------

ステップ4 控除額を計算して記入する

「医療費控除の明細書」の「3 控除額の計算」については、記載の計算式どおりに記入してください。記入が難しい場合は空欄のままご提出ください。

◎所得の種類とその内容(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

種類	内容
営業等	小売業、製造業、建設業、運輸業、サービス業などから生じる所得
農業	農作物の生産などから生じる所得
不動産	地代、家賃、礼金、更新料などの所得
利息	国外で支払われる預金等の利子など源泉徴収されないものによる所得
配当	株式の配当、投資信託の収益の分配金などの所得 ※上場株式など、地方税(配当割)が特別徴収されているものは申告不要を選択できます(所得税の申告をした場合を除く)。 ※配当の事務取扱者が発行する配当金計算書などを添付してください。
給与収入	給与・賃金・賞与などの収入 ※所得への換算は下記①を参照してください。
専従者給与	あなたが事業専従者の場合は、給与収入として記入してください。 事業専従者は、事業主と生計を一にする配偶者・その他15歳以上の親族で、6か月を超える期間を事業主の経営する事業に専ら従事した者に限られます。なお、事業専従者を、同一生計配偶者、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除の対象とすることはできません。
公的年金等収入	厚生年金・国民年金・共済年金・その他の年金収入 ※所得への換算は下記②を参照してください。
業務	事業、給与などにあてはまらない継続した取引(副業等)の所得
その他雑	個人年金・互助年金・簡保の定期年金・原稿料・印税などの所得
総合譲渡	土地建物以外の資産の譲渡による所得
一時	生命保険の満期返戻金、競馬・競輪などの払戻金、賞金、懸賞当せん金など一時的な所得 ※生命保険の満期返戻金の必要経費は支払った掛金です。保険会社が発行する明細などでご確認ください。 ※所得金額は、収入から必要経費を差し引き、さらに特別控除50万円を差し引いた額です(赤字の場合は0円)。 ※課税計算は、所得金額を2分の1にした額で行います。
分離課税の所得	土地建物の譲渡、株式の譲渡、先物取引による所得(詳しくはお問合せください。)

①給与等所得金額計算表

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円~1,899,999円	収入-650,000円
1,900,000円~3,599,999円	収入÷4(千円未満切捨)×2.8- 80,000円
3,600,000円~6,599,999円	収入÷4(千円未満切捨)×3.2-440,000円
6,600,000円~8,499,999円	収入×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	収入-1,950,000円

税制改正により、令和7年分所得から給与所得控除の金額が見直されました。

<最低保証額>
改正前 55万円 → 改正後 65万円

②公的年金等の所得金額計算表 ※65歳以上…昭和36年1月1日以前生まれの人。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	1円~ 3,299,999円	収入- 1,100,000円	収入- 1,000,000円	収入- 900,000円
	3,300,000円~ 4,099,999円	収入×0.75- 275,000円	収入×0.75- 175,000円	収入×0.75- 75,000円
	4,100,000円~ 7,699,999円	収入×0.85- 685,000円	収入×0.85- 585,000円	収入×0.85- 485,000円
	7,700,000円~ 9,999,999円	収入×0.95- 1,455,000円	収入×0.95- 1,355,000円	収入×0.95- 1,255,000円
65歳未満	10,000,000円以上	収入- 1,955,000円	収入- 1,855,000円	収入- 1,755,000円
	1円~ 1,299,999円	収入- 600,000円	収入- 500,000円	収入- 400,000円
	1,300,000円~ 4,099,999円	収入×0.75- 275,000円	収入×0.75- 175,000円	収入×0.75- 75,000円
	4,100,000円~ 7,699,999円	収入×0.85- 685,000円	収入×0.85- 585,000円	収入×0.85- 485,000円
	7,700,000円~ 9,999,999円	収入×0.95- 1,455,000円	収入×0.95- 1,355,000円	収入×0.95- 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入- 1,955,000円	収入- 1,855,000円	収入- 1,755,000円

◎所得金額調整控除

次の1又は2に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
 ア. 特別障害者に該当する 1. 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
 所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%
 ※申告書表面「給与⑥」の欄に給与所得から控除額を差し引いた額を記入し、申告書裏面「15所得金額調整控除に関する事項」の欄に該当者を記入します。
- 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除額 = (給与所得の金額(※1)+公的年金等に係る雑所得の金額(※1)-10万円)
 ※1 10万円を超える場合は10万円
 ※2 1の所得金額調整控除の適用を受ける場合は、その控除後の金額から控除します。

◎市民税・県民税控除の種類とその内容

■社会保険料控除(申告書⑬)

納税義務者が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合
※社会保険料とは、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、健康保険(任意継続含む)の保険料等。
※生計を一にする配偶者等の公的年金から特別徴収されている社会保険料、配偶者名義等からの口座振替分は控除対象外。

■生命保険料控除(申告書⑮)

一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計控除額(上限は70,000円)

新制度:一般生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表 【表1】(平成24年1月1日以降に締結した契約)	
支払保険料	控除額
12,000円以下	支払額全額
12,000円超~32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
32,000円超~56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
56,000円超~	28,000円(上限)

旧制度:一般生命・個人年金保険料の控除額計算表 【表2】(平成23年12月31日以前に締結した契約)	
支払保険料	控除額
15,000円以下	支払額全額
15,000円超~40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
40,000円超~70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
70,000円超~	35,000円(上限)

※一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約の両方がある場合は、新契約・旧契約によりそれぞれ算出し合計した金額【上限28,000円】。ただし、旧契約のみで算出した金額が28,000円を超える場合は、旧契約のみで算出した金額【上限35,000円】。
※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。

■地震保険料控除(申告書⑯)

地震保険料分と旧長期損害保険料分の合計(上限25,000円)

区分	支払保険料	控除額
地震保険料分	50,000円以下	支払額×1/2
	50,000円超~	25,000円
旧長期損害保険料分	5,000円以下	支払額全額
	5,000円超~15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
	15,000円超~	10,000円

※地震保険料は損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払ったもの、旧長期損害保険料は保険期間または共済期間が10年以上で満期返戻金のあるもの。一つの保険が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれかを選択して計算します。

■寡婦・ひとり親控除(申告書⑰・⑱)

区分	該当者	控除額
寡婦控除	・夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族のいる方 ・夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方	260,000円
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)がいる単身の方	300,000円

※どの区分の場合も納税義務者の合計所得金額500万円以下が条件
※住民票の統柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の場合は適用対象外。

■勤労学生控除(申告書⑲)

該当者	控除額
納税義務者が学生・生徒で合計所得金額が85万円以下であって、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合	260,000円

■基礎控除(申告書⑳)

納税者義務者の合計所得金額	控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,000円超~24,500,000円以下	290,000円
24,500,000円超~25,000,000円以下	150,000円
25,000,000円超~	0円

■障害者控除(申告書㉐)

納税義務者又は同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)若しくは扶養親族が障害者である場合

区分	該当者	控除額
障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方など	260,000円
特別障害者	障害者のうち、身体1・2級、精神1級、療育④・Aの方など	300,000円
同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税義務者又は納税義務者の配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他親族のいざれかが当該特別障害者と同居を常にしている方	530,000円

※障害者控除対象者認定書でも障害者控除を受けられます。

■配偶者控除(申告書㉑)

生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下で、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

納税者義務者の合計所得金額	控除額		
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	
9,000,000円以下	330,000円	380,000円	
9,000,000円超~9,500,000円以下	220,000円	260,000円	
9,500,000円超~10,000,000円以下	110,000円	130,000円	
10,000,000円超~	控除適用なし		

※老人控除対象配偶者…昭和31年1月1日以前生まれの方。

■配偶者特別控除(申告書㉒)

生計を一にする配偶者の合計所得が58万円超133万円以下で、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控除額			
	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下	1,000万円超~
580,000円超~1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
1,000,000円超~1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円	
1,050,000円超~1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円	
1,100,000円超~1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円	
1,150,000円超~1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円	
1,200,000円超~1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円	
1,250,000円超~1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円	
1,300,000円超~1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円	
1,330,000円超~	0円	0円	0円	

控除適用なし

■扶養控除(申告書㉓)

生計を一にする親族の合計所得金額が58万円以下の場合

区分	該当者	控除額
一般扶養親族(※1)	・平成19年1月2日~平成22年1月1日生まれの方 ・昭和31年1月2日~平成15年1月1日生まれの方	330,000円
特定扶養親族	平成15年1月2日~平成19年1月1日生まれの方	450,000円
老人扶養親族	昭和31年1月1日以前生まれの方	380,000円
同居老親等	老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で、納税義務者又は納税義務者の配偶者と同居している方	450,000円
16歳未満扶養親族(※2)	平成22年1月2日以降生まれの方	0円

※1 国外居住者については一定の要件があります。

※2 16歳未満扶養親族の所得控除はありませんが、市民税・県民税・森林環境税の非課税を判定する際の扶養人数には含まれます。

■特定親族特別控除(申告書④)

生計を一にする特定親族の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合

特定親族の合計所得金額	控除額
580,000 円超～950,000 円以下	450,000 円
950,000 円超～1,000,000 円以下	410,000 円
1,000,000 円超～1,050,000 円以下	310,000 円
1,050,000 円超～1,100,000 円以下	210,000 円

特定親族の合計所得金額	控除額
1,100,000 円超～1,150,000 円以下	110,000 円
1,150,000 円超～1,200,000 円以下	60,000 円
1,200,000 円超～1,230,000 円以下	30,000 円
1,230,000 円超～	0 円

特定親族とは…

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(※)の親族(配偶者を除く。)で、合計所得金額が58万円超123万円以下である方

※平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方

よくあるお問合せ

Q.1 所得がなくても申告が必要ですか。

A.1 所得がない場合でも市民税・県民税の申告が必要な場合があります。P.2「申告が必要かどうか確認しますよう」をご確認ください。

Q.2 市の申告会場で所得税の確定申告はできますか。

A.2 2月6日～3月16日の申告期間中に限り、一部の確定申告を受け付けています。申告内容によっては市の申告会場で受付できない場合がありますので、P.2「所得税の確定申告などは税務署の確定申告会場へ！」をご確認ください。

Q.3 申告の予約をしたいのですが、市役所に行けば予約できますか。

A.3 申告の予約は、市民税課の窓口・直通電話では承っていません。水戸市公式 LINE または専用ダイヤルからご予約ください。LINE からの予約は、ご家族など代理の方でもできますので、申告者の氏名を入力してご予約ください。なお、コールセンターは電話が大変混み合います。つながらない場合は、時間を改めておかけ直してください。

Q.4 医療費を申告したら還付が受けられると聞いたのですが…。

A.4 税の申告において医療費が還付される制度はありません。「医療費控除」は、所得があった場合に所得から差し引く控除のひとつです。給与や年金から源泉徴収されていた所得税がある方で、医療費控除等を確定申告した結果納めすぎと算定された場合、所得税が還付されます。

キリトリセン

〒310-8610
茨城県水戸市中央 1-4-1

水戸市
財務部 市民税課 行

ご住所

お名前

申告書郵送チェックリスト

- 申告書を同封しましたか？
- 収入や控除に関する書類を同封しましたか？
- 本人確認書類のコピーを同封しましたか？
- 申告書の記入について、添付資料を同封して記入を省略した方は、申告書左の「③ 所得から差し引かれる金額に関する事項」中⑯～⑰の欄における配偶者控除、障害者控除、寡婦控除など該当する欄については、記入しましたか？
- 医療費控除の適用を申告する方は、医療費控除の明細書を同封しましたか？
※医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書の同封は不要です。「医療費控除の明細書」だけ同封してください。領収書はご自宅で5年間保存してください。
- 切手を貼りましたか？
※50g以下の定形郵便物の郵便料金は 110 円です。郵便料金分の切手をお貼りください。

お問合せ

水戸市中央 1-4-1 水戸市市民税課

電話:029-232-9138(直通) 8:30～17:15(水曜日のみ 19:00まで)

水戸市 市県民税

検索